

第 2 期盛岡市子どもの未来応援プランの取組状況について

1 子どもの貧困をめぐる状況

(1) 2022（令和 4）年国民生活基礎調査（令和 5 年 7 月厚生労働省公表）

調査の結果、令和 3 年の相対的貧困率は15.4%であり、前回調査（30年度）より0.3ポイント改善した。また、子どもの貧困率は11.5%であり、前回調査（平成30年）より2.5ポイント改善したが、このうち、ひとり親世帯における子どもの貧困率は44.5%であり、前回調査（30年度）より3.8ポイント改善したものの、依然として半数近くが貧困の状況となっている。

(2) 子供の生活状況調査の分析報告書（令和 3 年12月内閣府公表）

報告書では、中学生の学習の状況について「塾で勉強する」と回答した割合は、全体が47.2%であったのに対し、収入の低い世帯では28.7%と19.5ポイント低くなっている。世帯別でみると、ひとり親世帯では37.0%であり、ふたり親世帯と比べ12.2ポイント低い結果となった。

また、中学生の夏休みや冬休みなどの期間の昼食について「毎日食べる」と回答した割合は、全体が89.1%であったのに対し、収入の低い世帯では82.4%と、6.7ポイント低くなっている。

(3) ひとり親世帯の子どもの生活実態に関するアンケート調査（資料 7-1、7-2 を参照）

調査の結果、充実してほしいと考える子育てサービスについての項目では、「子どもの教育のための経済的支援」と回答した割合が全体の60.1%であり、以下、「生活のための経済的支援」（53.1%）、「安い賃金で住めるところ」（48.1%）、「無償もしくは低料金の学習支援」（45.9%）と続く結果となった。

子どもが塾や習い事をしていない割合は、全体の63.4%であり、その理由として「経済的に余裕がないから」と回答した割合（68.9%）が最も高い。

また、過去 1 年間にお金が入らず、家族が必要とする食料を買えなかったことがある割合は、全体の50.2%であった。

(4) 本市における状況

上記の調査結果から、特に子どもの学習環境や生活環境について、世帯毎の所得格差による影響が顕在化している状況であり、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように継続的な経済的支援が求められている。

本市においては、生活保護世帯等の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るための学習の場を提供する「学習支援事業」や、NPO法人が関係機関と協力し、必要な世帯に食料を提供する取組である「子ども応援プロジェクト」の実施、また、保育料の減免や放課後児童クラブの利用料の助成等により、ひとり親や低所得世帯への経済的支援に取り組んでいる。

【参考1 貧困率の年次推移】 ※出典：2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況

II 各種世帯の所得等の状況 6 貧困率の状況

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)		2021 (令和3)年
												旧基準	新基準	新基準
相対的貧困率	(単位：％)													
子どもの貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもがいる現役世帯	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
大人が一人	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が二人以上	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
中央値 (a)	(単位：万円)													
貧困線 (a/2)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

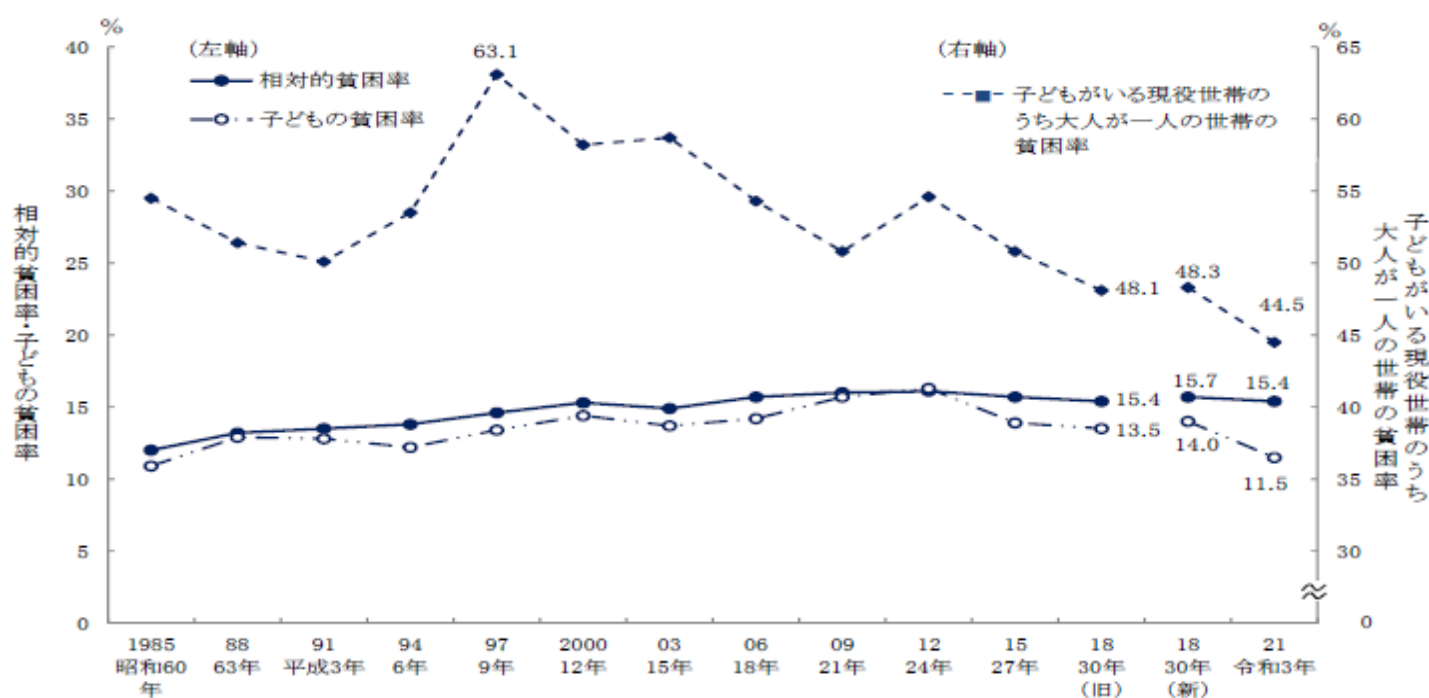
3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。



注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

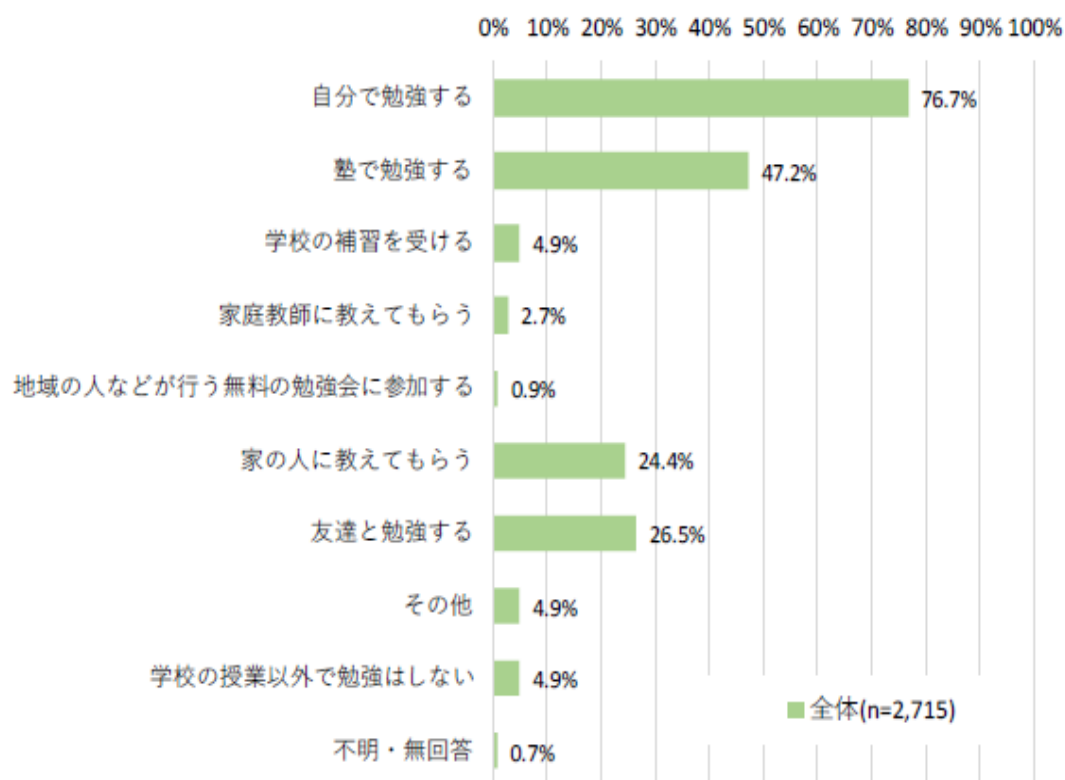
5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

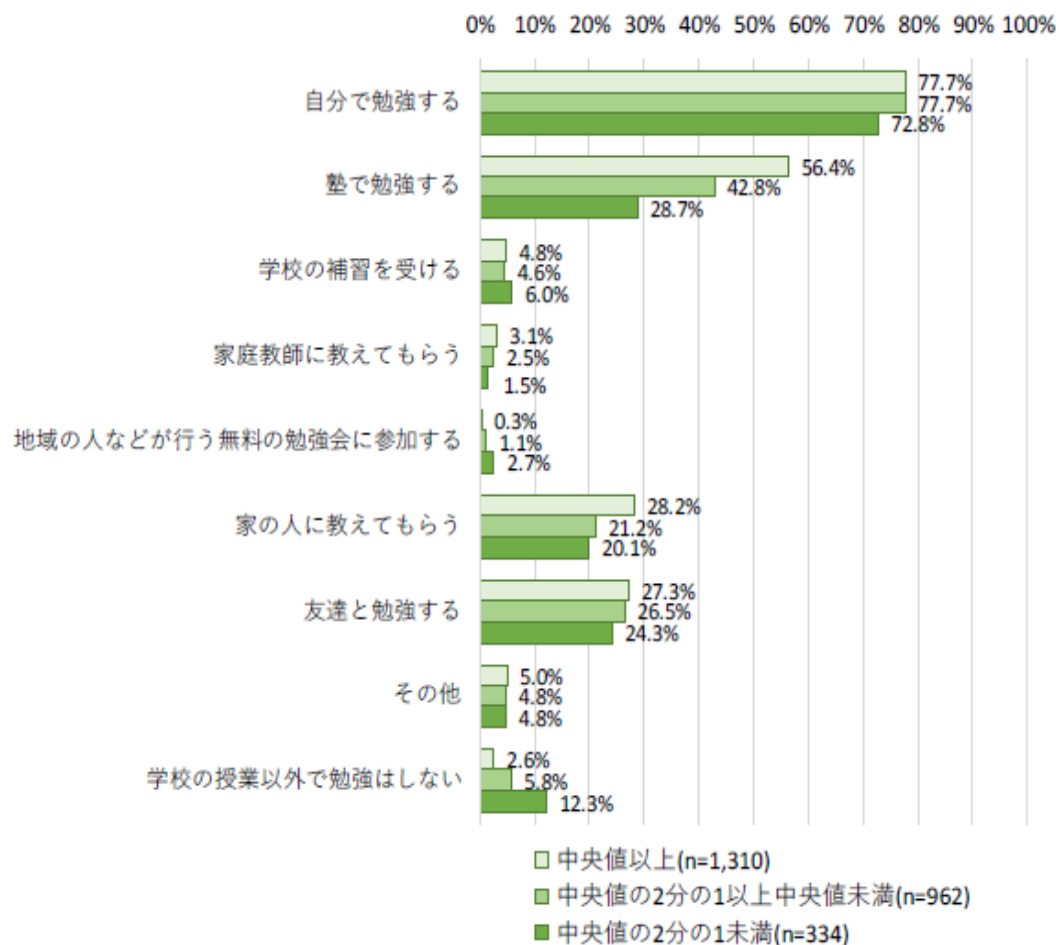
7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

※ 新基準：可処分所得の計算において、企業年金掛金や仕送り、自動車税等が支出に加えられている違いがある。

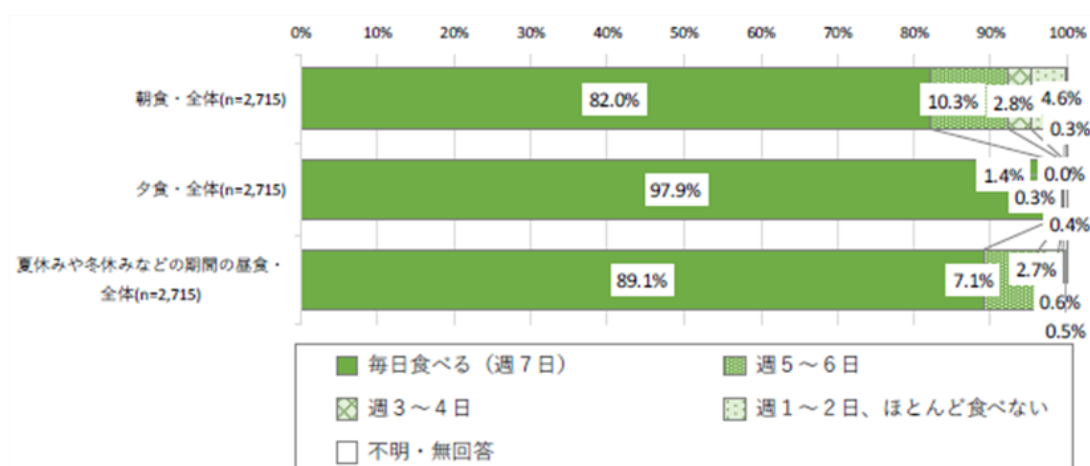
【参考2 普段の勉強の仕方】 ※出典：令和3年子供の生活状況調査の分析報告書



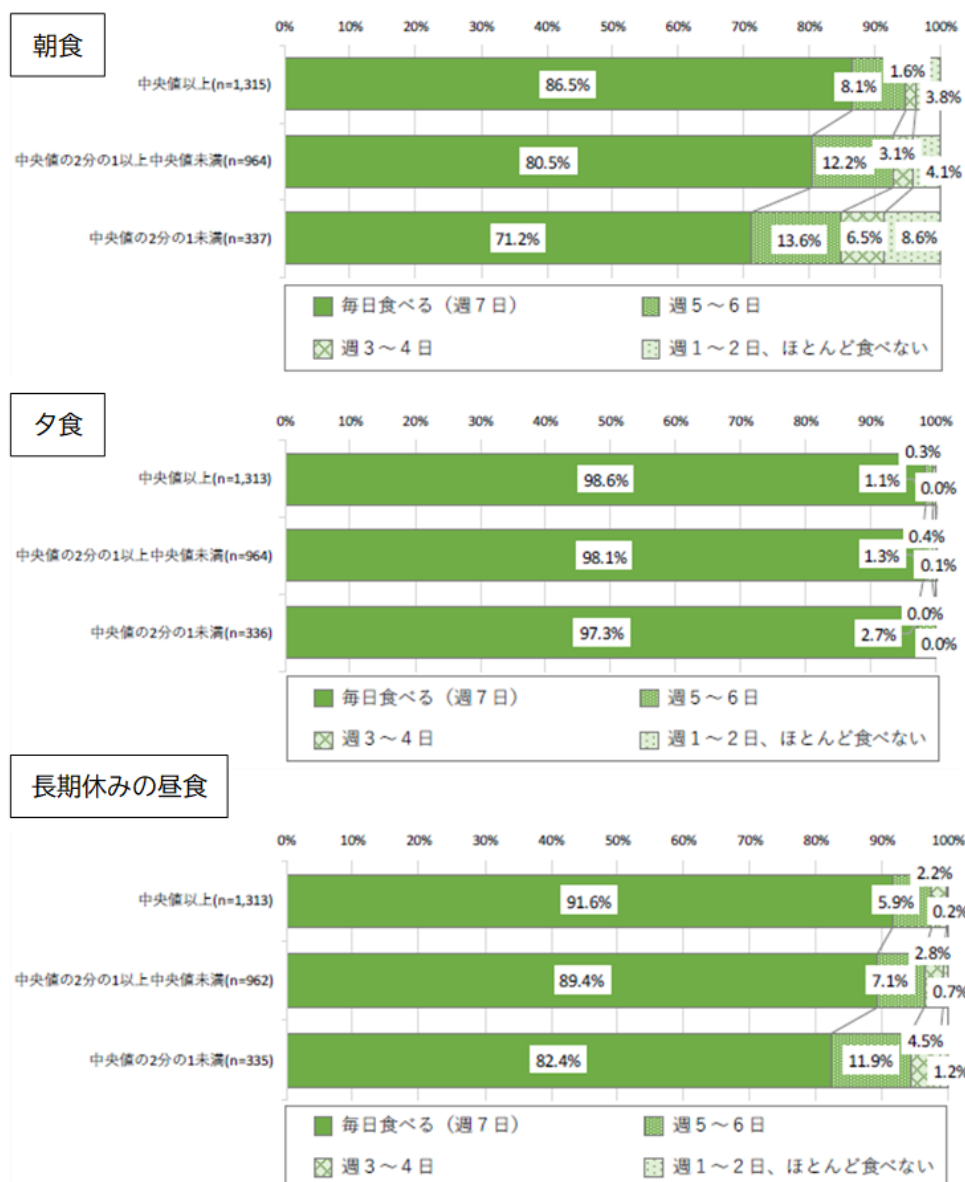
(等価世帯収入（世帯の年間収入を世帯人数の平方根で割ったもの）の水準別)



【参考3 食事の状況】 ※出典：令和3年子供の生活状況調査の分析報告書

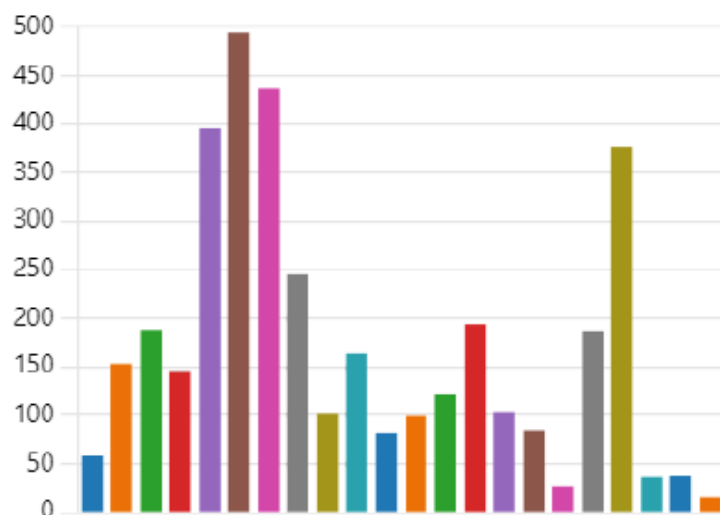


(等価世帯収入の水準別)



18. 充実してほしいと考える子育て支援サービスを教えてください。（当てはまるものをすべてお選びください。）

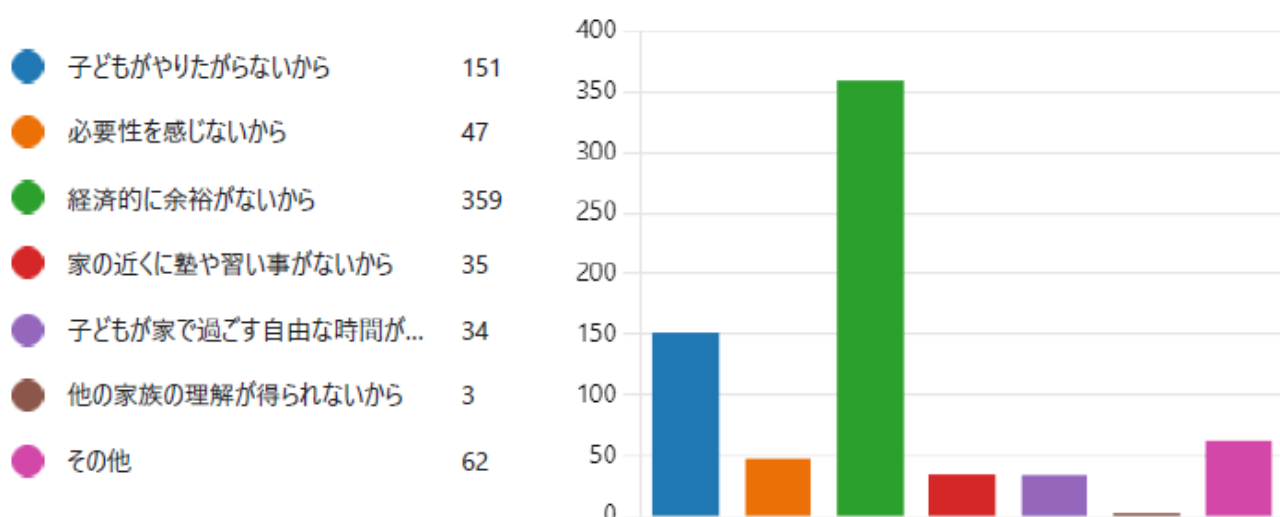
● 保育所等の施設	58
● 放課後児童クラブや児童センターな...	153
● 病児保育など子どもが病気のときの...	188
● 子どもを一時的に預かってくれる場...	145
● 低い家賃で住めるところ	395
● 子どもの教育のための経済的支援	494
● 生活のための経済的支援	436
● 子どもの医療制度	245
● 子どもの発達について相談できるところ	101
● 子どもの進路や就労について相談で...	163
● 保護者の就労について相談できると...	81
● 保護者の資格取得・教育の機会の...	99
● 子どもの将来のために職場体験等...	121
● 子どもが安心して遊べる場所	194
● 子どもが自然体験や集団遊びなど...	103
● 地域における子どもの居場所	85
● 子育て中の親同士が交流できる場所	27
● 親がしなくても子どもの送迎をしてく...	186
● 無償もしくは低料金の学習支援	377
● 家族以外の世代の異なる人との交...	36
● 特にない	37
● その他	15



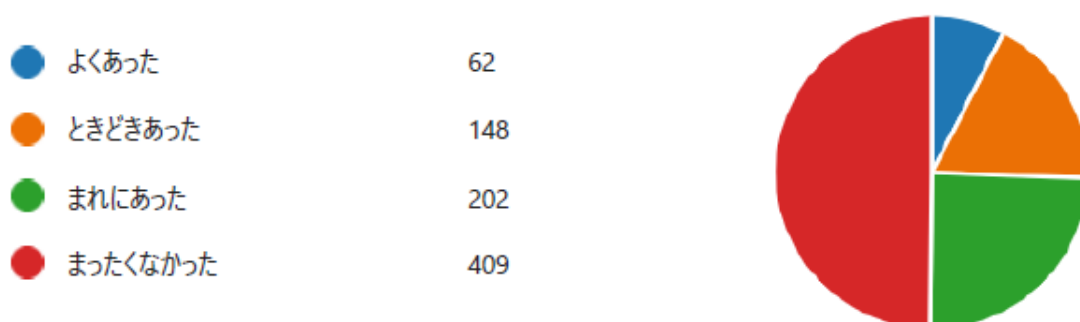
9. そのお子さんは8月1日現在、塾や習い事をしていましたか。



11. お子さんが塾や習い事をしていなかった理由は何ですか。（当てはまるものをすべてお選びください。）



23. 過去1年間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。
※嗜好品（たばこ、お酒等）は含みません。



2 本市の主な取組

令和5年度における主な取組は次のとおり。

アクション1 貧困を解消する

<医療費給付事業>

必要な時に必要な医療を受けることができるよう医療費の一部を給付し、ひとり親家庭、中学生、小学生、乳幼児に加え、令和5年度から高校生相当年齢の子どもについても医療費給付の対象としたことにより、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減に寄与した。

【実績】

	受給者数（人）	給付額（千円）
ひとり親家庭等	5,206	154,010
乳幼児	12,128	462,880
小学生	12,627	288,890
中学生	6,526	146,031
高校生等	5,865	96,561

【令和6年度の取組】

医療費の一部を現物給付することにより、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減に努める。

<保育料、放課後児童クラブ利用料の軽減>

「盛岡市子育て世帯応援プロジェクト」として、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満で第2子以降の子どもの保育料や、世帯年収が概ね550万円未満相当で3歳以上の子どもの副食費及び放課後児童クラブの利用料軽減を継続して実施した。

【実績】

- ・0～2歳児の第2子以降保育料について、1,654人に対し、合計3億2,975万3,229円を補助
- ・3～5歳児の副食費について、1,458人に対し、合計7,123万2,669円を補助
- ・きょうだい同時利用の世帯や低所得世帯の放課後児童クラブの利用料について、194人に対し、2,183万5,700円を補助

【令和6年度の取組】

保護者の経済的負担の軽減に繋がるよう令和5年度と同様の取組を行うほか、同制度の更なる周知を図る。

<母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業>

母子・父子家庭の父母が就業に結びつきやすい資格取得のための修業（１年以上）の間、訓練給付金を毎月支給することにより、父母の資格取得に伴う経済的負担を軽減した。

【実績】

利用者数17人に対し、合計1,766万1,500円の給付金を支給

【令和６年度の取組】

国の制度改正により、修業期間が６月以上であっても訓練給付金の支給が可能となったため、母子・父子家庭に対する周知の徹底を図るとともに、母子・父子家庭の父母に対して訓練給付金を支給し経済的負担の軽減を図る。

アクション２ 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする

<学習支援事業>

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、市内４か所（青山、上田、河南、都南）において学習の場を提供した。また、通年の無料送迎サービスを実施したことにより通所の利便性を向上させた。

【実績】

- ・利用者数 実人数96人、延べ人数2,507人
- ・開催回数 210回

【令和６年度の取組】

参加率を向上させるため周知を徹底するとともに、令和５年度と同様に学習の場を提供し、無料送迎サービスも継続的に行う。

<子ども食堂の支援>

県がこどもの居場所の輪を広げることを目的として設置している「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携し、子ども食堂へ情報提供（食事の提供に関すること、開設方法等）を行った。

また、子ども食堂に対して食材費や運営費に係る補助金を支給した。

【実績】

子ども食堂23団体に対し、1,186万2,000円を補助

【令和６年度の取組】

子どもの状況把握及び食事等の提供を行う子ども食堂に対して食材費等を助成し、不安やストレスを抱える子どもや子育て世代の見守り体制の強化を図る。

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する

<子ども家庭総合支援センター事業>

子ども家庭総合支援センター（現：こども家庭センター）にて、児童虐待、用語、育成などの児童家庭問題に対し、関係機関との連携を取りながら、保護者等に対し援助を行った。

【実績】

相談全件（9,484件）のうち、来庁：204件、電話：8,189件、訪問1,091件であった。

【令和6年度の取組】

児童家庭問題に対する調査、相談、訪問、カウンセリングを継続的に実施する。また、相談支援の質的担保や虐待予防に向けた地域づくりのため、地域の児童福祉関係機関へのアウトリーチによる情報交換と技術的助言を行う。

<養育支援訪問（家事援助）事業>

要保護、要支援家庭のうち、食事や衛生状態に課題を抱える家庭に対して、家事援助サービスを提供することにより、家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見に努めた。

【実績】

8世帯に対し、218回の支援を行った。

【令和6年度の取組】

関係機関と連携しながら、支援等が必要な家庭にサービスを提供し、家庭環境の改善を図るとともに、実施地域の拡大も検討しつつ、児童虐待の発生予防と早期発見に努める。

<自立相談支援事業>

生活困窮者自立支援法に基づき「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、さまざまな生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行った。

【実績】

- ・新規相談件数 958件
- ・相談延べ件数 11,410件
- ・プラン作成件数 117件

【令和6年度の取組】

物価高騰等の影響により相談件数は高止まりしている状況にあることから、困難や課題を抱える世帯の自立に向けた支援を継続的に実施する。

アクション4 適切に支援につなぐ

<乳児家庭全戸訪問事業>

市内に居住する生後4か月未満の乳児のいる家庭に保健師、助産師が家庭訪問し、乳児及び養育者の心身の状況や養育環境を把握し、乳児の保護者に適切な助言を行うとともに子育てに関する情報提供などの支援を実施した。

【実績】

- ・対象者数 1,579人
- ・訪問数 1,582人

【令和6年度の取組】

生後4か月未満の乳児がいる家庭に専門職の職員が訪問し、乳児及び養育者の心身の状況や養育環境を把握し、適切な助言を行う。

<子ども応援プロジェクト>

学校の夏休みや冬休み等の給食がない長期休業期間中において、子どもの食糧支援が必要な世帯に対し、NPO法人フードバンク岩手が行う食糧支援の活動（フードバンク）に、市社会福祉協議会及び市民生児童委員連絡協議会と協力し、食糧支援を行いながら個々の世帯の悩みを聴き取り、必要な支援につながっていない世帯の早期の把握、相談機関との連携に努めた。

【実績】

- ・夏休みにおいては、申請件数 392世帯、食料配送重量15.2kg、再相談に繋がった世帯21世帯
- ・冬休みにおいては、申請件数 382世帯、食料配送重量12.6kg、再相談に繋がった世帯22世帯

【令和6年度の取組】

学校連携のモデル校や、市社会福祉協議会及び市民生児童委員連絡協議会と協力し、悩み事を抱えながらも必要な支援につながっていない世帯を各相談機関へ繋いでいく。